

# ガソリンを運ぶときの 容器の基準が改正されました！！



金属製  
(22リットル以下)



プラスチック製  
(10リットル以下)



今まで、ワンボックスタイプの自動車や乗用車などでガソリンを運搬する場合は、消防法により22リットル以下の性能試験に適合した金属製容器に限られていました。

令和6年3月1日から10リットル以下の性能試験に適合したプラスチック製容器も使用できるようになります。

詳しい内容は佐世保市消防局ホームページをご覧ください。



お問い合わせ先  
佐世保市消防局予防課  
電話番号 0956-23-9257

## Q&A

**問** 灯油用のプラスチック容器や飲料用のペットボトル、金属でできた一斗缶をガソリンや軽油の運搬容器として使用することはできますか？

**答** できません。  
性能試験に合格した運搬容器を必ず使用してください。

**問** セルフ式のガソリンスタンドで、自分で携行缶にガソリン等を入れることはできますか？

**答** できません。  
セルフ式のガソリンスタンドで携行缶にガソリン等を入れたい場合は必ず従業員にご相談ください。  
なお、詰め替えを行っていない店舗もあります。

**問** ガソリンスタンドでトラックの荷台に乗せた自動車（原動機付自転車を含む）に給油することはできますか？

**答** 基本的にはできます。  
水上バイク、可搬形発電機設備、農機具類等も「自動車等」に含まれます。  
セルフ式のガソリンスタンドについては、従業員による給油であれば直接給油可能です。  
ただし、セルフサービス、フルサービスを問わず、ガソリンスタンドによってはこれらの行為が機器の保安上や、社内規定等の理由で断られる場合もあります。

**問** 携行缶にガソリンを入れる際に本人確認を求められましたかどうしてですか？

**答** 京都市で発生した火災により法令が改正され、ガソリンスタンドでガソリンを携行缶に入れて販売する場合は、顧客の本人確認、使用目的の確認、販売記録の作成を行うこととなりました。  
身分証や使用目的を確認されますので、ご協力をお願いします。